

議案第23号

新座市入学準備金・奨学金貸付条例を廃止する条例

新座市入学準備金・奨学金貸付条例（昭和58年新座市条例第6号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に廃止前の新座市入学準備金・奨学金貸付条例の規定により貸付けの決定を受けた者に係る貸付金の貸付け等については、なお従前の例による。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

入学準備金及び奨学金の貸付けを廃止したいので、この案を提出するものである。